

とっとりエコライフパートナー登録要綱

(目的)

- 第1条 「とっとりエコライフ構想」の趣旨に賛同し、その取組を自ら実践するとともに、関係者や顧客に広める取組を行う県内に事業所を持つ企業・団体(以下「企業等」という)を「とっとりエコライフパートナー」(以下「パートナー」という。)として登録し、「とっとりエコライフ構想」の推進を図り、脱炭素社会の達成を目指す。
- 2 また、特に先導的な取組を行う者を「とっとりエコライフプラチナパートナー」「(以下「プラチナパートナー」という。)として登録し、さらなる取組の活性化を促す。

(とっとりエコライフ構想の趣旨)

- 第2条 「とっとりエコライフ構想」とは、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の中で、脱炭素社会の達成に向けて提唱する、環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへ転換するとともに、「再生可能エネルギーの地産地消」と「新技術開発等」による地域経済の活性化を目的とした構想である。次に掲げる各号を取組の具体的なテーマとし、これにより、環境と経済の好循環による2050年脱炭素社会の実現を目指す。

- (1) 環境と健康にやさしく暮らしはたらく
- (2) 再生可能エネルギーを地産地消
- (3) スマートムーブで暮らす
- (4) 森林整備や森林資源の活用

(登録要件)

- 第3条 パートナーの要件は、前条各号のテーマのいずれかについて具体的に自ら取り組むことを「とっとりエコライフ宣言」として表明し、また、関係者や顧客に広める取組を行う企業等とする。
- 2 プラチナパートナーの要件は、前条各号の全テーマについて具体的に自ら取り組むことを「とっとりエコライフ宣言」として表明し、また、関係者や顧客に広める取組を行う企業等、又は、特に先導的な事例として生活環境部長が認める取組を進める企業等とする。

(県の役割)

- 第4条 県は、パートナー及びプラチナパートナー(以下「パートナー等」という。)に、以下の支援等を実施する。
- (1) 店舗、ホームページへの掲出、商品への添付、顧客への配布物に利用するためのPR資材及びロゴマーク等とそのデータの提供
 - (2) 「とっとりエコライフ構想」の趣旨に沿うイベント等への後援名義の使用許可(ただし、イベント毎に申請・審査を要する。)
 - (3) 県ホームページ等での取組紹介
 - (4) 各種情報提供
- 2 県は、パートナー等の取組を広く周知し、その取組を拡大するものとする。

(登録申請)

- 第5条 別紙様式第1号の申請書を鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課へ提出するものとする。
- 2 県は、申請の内容を確認した上で登録し、申請した企業等に通知するものとする。
- 3 ただし、県は、パートナー等が次の要件のいずれかを満たすと認めた場合、登録しないものとする。
- (1) 申請書の記載に虚偽がある場合
 - (2) 申請者が暴力団又は暴力団員であることが判明した場合
 - (3) その他本制度の運営に重大な支障が生じると認められる場合

(申請にあたっての注意事項)

第6条 パートナー等は、「とっとりエコライフ構想」の取組を積極的に情報発信するよう努め、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 県が行う「とっとりエコライフ構想」の推進に協力すること。

(例：県が提供するロゴマーク等の掲出、県が行う調査への協力等)

(2) 県ホームページで申請書及び報告書の記載内容を紹介すること。

(例：企業等名称、企業等のホームページへのリンク、とっとりエコライフ宣言等)

(3) 県が提供するロゴマーク等は別に定める利用規定に則り適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。

(取組の報告)

第7条 パートナー等は、毎年3月31日までに当該年度の取組状況を別紙様式第2号に記載し、県に提出するものとする。ただし、登録日が1月4日から3月31日の間の企業等においては、その登録日が属する年度の提出は不要とする。

(登録内容の変更及び取消し)

第8条 パートナー等は、登録内容に変更が生じた場合又は取消を行う場合は、別紙様式第3号の届出書を県に提出するものとする。

2 県は、報告書の内容等により適宜パートナー等の取組状況を調査し、その結果が登録内容又は「とっとりエコライフ構想」の趣旨と比較して著しく異なると認められる場合は、県の判断により登録の取消しを行うことができるものとする。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

とっとりエコライフパートナー登録要綱の内容を承諾し、登録を申請します。

1 申請者

フリガナ		フリガナ	
企業・団体名		代表者職・氏名	
所在地	〒 ー 市 町		
担当者(職・氏名)			
電話		電子メール	

2 取組内容

取組有無	区分	具体的な内容
○・ー	環境と健康にやさしく暮らしはたらく	【自社の取組】 ・(例)社屋にLED照明を導入 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)顧客にとっとり健康省エネ住宅を勧奨
○・ー	再生可能エネルギーを地産地消	【自社の取組】 ・(例)社屋に鳥取スタイルPPAを導入 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)再生可能エネルギーの販売
○・ー	スマートムーブで暮らす	【自社の取組】 ・(例)商用車にEVを導入 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)顧客にEVを勧奨
○・ー	森林整備や森林資源の活用	【自社の取組】 ・(例)Jクレジットの購入・とっとり共生の森への参画 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)Jクレジットの斡旋

3 とっとりエコライフ宣言

--

取組方針、意気込み等が伝わる宣言を記載してください。

4 添付書類 取組内容が分かる参考資料(写真等)を別途提出してください。

※上記の取組内容は要約して県ホームページに掲載します。

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp

とっとりエコライフパートナー取組状況レポート

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度の取組状況を報告します。

1 登録区分 パートナー ・ プラチナパートナー

2 取組内容

取組有無	区分	具体的な内容
○・ー	環境と健康にやさしく暮らしはたらく	【自社の取組】 ・(例)社屋にLED照明を導入した：○○基 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)顧客にとっとり健康省エネ住宅を勧奨した：○○件
○・ー	再生可能エネルギーを地産地消	【自社の取組】 ・(例)社屋に鳥取スタイルPPAを導入した：○○kw 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)再生可能エネルギーを販売した：○○kwh
○・ー	スマートムーブで暮らす	【自社の取組】 ・(例)商用車にEVを導入した：○○台 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)顧客にEVを勧奨した：○○件
○・ー	森林整備や森林資源の活用	【自社の取組】 ・(例)Jクレジットを購入した：○○トン、とっとり共生の森の活動：○○回 【関係者・顧客へ普及する取組】 ・(例)Jクレジットを斡旋した：○○件

2 添付書類等

取組状況が分かる参考資料（写真等）を別途提出してください。

※上記の取組状況は要約して県ホームページ等に掲載します。

【担当者・連絡先】

氏名 電話 電子メール	
-------------------	--

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp

様式第3号（第8条関係）

とっとりエコライフパートナー登録内容変更・取消届出書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

下記のとおり（（1）登録内容に変更があったので、
（2）登録を取り消したいので、） 届け出ます。

【届出事項（1）】

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

【届出事項（2）に該当する場合】

登録を取り消したい理由

【担当者・連絡先】

氏名 電話 電子メール	
-------------------	--

【提出・問合せ先】

鳥取県生活環境部 脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 / 0857-26-7879 / datsutanso@pref.tottori.lg.jp